

保育所経営に関する検討会 報告書

1、はじめに

今日、保育を取り巻く環境は、深刻な少子高齢化や就労人口減少といった人口構造の変化や、家族機能の低下といった世帯構造の変化、非正規雇用の増大といった就労構造の変化など、大きく変化している。これらの変化に対して、既存の社会保障システムは、適切に対応する時期に迫られている。引き続き、日本社会の持続可能性を高めるためには、保育制度も例外ではなく、見直さなければならない。

構造改革、規制改革が進展する中、「次世代育成支援」・「未来への投資」という観点から新たな保育制度についての検討が進んでいる。この流れは、幼保一体化を含む「子ども・子育て新システム」になったとしても、大きな変更はないと考えられる。

今回の子ども・子育て新システムは、保育サービスの利用を国民の権利まで拡大し、全国一律のスタンダード（ナショナルミニマム）を設け、ロックされた財源による保育の普遍化を図るねらいがある。また、保育環境の向上と、少子化の抑制および女性の就労率の向上を図るために、保育の質と量とを同時に引き上げる必要がある。

このような状況下で、保育所がこども園（仮称）に移行していき、社会的な要請に応え得る、あるべき姿について基本的な考え方を整理し、私達が、以前から提言を行ってきた以下の点を中心に、本会の提言書として取りまとめた。

- ・すべての地域のすべての子どもに、必要なサービスを提供できる保育環境を整備すべきである。
- ・財源は、国、地方、事業主、本人らの負担により安定的かつ継続的に確保されるべきであり、恒久的にロックされた特定財源とすべきである。
- ・ナショナルミニマムによる最低基準および保育認定基準とすべきである。
- ・保育単価の設定については、公定価格とすべきである。
- ・最低基準を十分担保できる積算を前提に保育単価の設定がなされるべきである。
- ・応諾義務を課すべきである。
- ・虐待予防などのために、市町村による措置で入所決定することができるようにすべきである。

1、“こども園（仮称）”のあり方

(1) こども園（仮称）はどのようなものであるべきか

- 子ども・子育て新システムは、少子化対策特別部会で議論されていた保育の必要性を認定すること、公的保育契約、市町村の責務の明確化、指定制度などの保育制度改革の内容に、幼保一体化の推進が盛り込まれたものである。
- 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱（平成22年6月25日）には、「幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い（保育に欠ける要件の撤廃等）、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園（仮称）に一体化し、新システムに位置づける。」と記されている。
- 第3回幼保一体化ワーキングチーム（平成22年11月16日）では5つの案が示された。また、第6回幼保一体化ワーキングチーム（平成23年1月24日）では、「こども園（仮称）」、「幼稚園」、3歳以上児を対象としない現在のいわゆる乳児保育所のような「保育所」での分類の案が出されている。
- 基本制度案要綱の理念に従い、乳児保育所も含め、すべての保育所と幼稚園・認定こども園がこども園（仮称）になるべきである。
- また、少子・高齢社会において、地域で子ども同士が触れ合う機会が減ってきている。同じ地域で育った子どもが、親の就労の有無で、保育所・幼稚園と別々に行かなければならない状況を改善するためにも、こども園に統合すべきである。
- 保育に欠ける要件の撤廃を掲げているが、必要度の低い利用者は、短時間利用者向け保育サービス、一時預かりでの対応が想定されている。こども園（仮称）、短時間利用者向け保育サービス、一時預かりでの利用の狭間ができないような制度設計であるべきである。
- 虐待事例の子どもの見守りが必要になるなど緊急を要する場合があるので、公的契約による入所だけでなく、市町村が必要条件を満たしていると判断する場合は、市町村が強制的に入所させることができることが望ましい。また、緊急時の入所は、保育士の配置基準・保育室の面積基準が割れるとしても入所することができるようにするなど、弾力的な運用を可能にすることが望ましい。

○需要が供給を上回っているかいなかにかかわらず、市町村が認定する優先的に利用を確保すべき子ども以外のすべての子どもに、必要な保育時間や状況等で細かく点数化し、点数順に保育所の受入れ決定（選考）をするべきである。点数化の基準は、国がガイドラインを示し、市町村もしくは保育所が点数化する。入所決定をする際、点数が同点の場合、判定会議を保育所で開き、より必要性が高いか判断するものとするなどの仕組みが必要である。

(2) 配置基準

○一人親家庭の増加等の家庭環境の変化により、親支援の必要性がクローズアップされている。加えて、障害児の受入れが増加している現状もあり、保育所に求められる役割や専門性が高まってきている。さらに、記録を中心としたデスクワーク等保育士の役割としての業務量も増加の傾向にある。一人ひとりにかかる役割が増えてきているにもかかわらず、職員配置基準の改定がなされていないのが現状である。

○改定された保育指針では、目の前の子どもだけでなく、保育所に入所している子どもの保護者に対する支援、地域の子育て家庭への支援等が保育所に求められている。改定保育所保育指針に示された保育を真に実現するためには、職員配置基準の改定を図っていくことが必要である。

○運営費に含まれる人件費では、カバーできるのは平均勤続年数7年程度の職員の昇給分までに留まっている。処遇改善の観点から、長期勤続を可能にする運営費補助体系の設計が必要である。それには、保育サービスを維持・向上するために、研修の受講を可能とする配置基準の見直しや、スキルアップした者の配置に関して保育単価の増額を行う等の仕組みの構築が必要である。

○また、諸外国と比べても、職員配置が適当であるとは言いがたい。特に3歳以上児となると、日本の(20:1)に対して、イギリス(8:1)、スウェーデン(5:1)、ニュージーランド(10:1)といったように、明らかに諸外国の方が保育者と子どもの割合が高い配置基準になっている。将来の我が国の担い手の育成機関として、さらに拡大していく役割を担っていくためにも、現在の配置基準以上の職員配置が必要であるのは言うまでもない。

○平成22年7月26日に、中央教育審議会初等中等教育分科会が、全国公立小中学校の1学級あたりの児童・生徒数の上限を現行の40人から35人に引き下げるよう求める提言書を、文部科学大臣に提出した。それを受け、文部科学大臣は、平成23年度予算概算要

求に向け、具体的な教職員定数改善計画を策定する意向を表明した。こども園（仮称）でも同様の対応を検討すべきである。

(3) 保育単価

- 格差社会と言われる日本社会において、世代間の貧困の連鎖を断つことは、大変重要な事である。貧困の連鎖を断つには、社会関係資本として、子どもの育ちを保証する保育サービスは大変有効である。子どもはそもそも、家庭・地域・事業者・地方自治体・国によって擁護されるべき存在である。その子どもの適切な養育環境を構成するには、家庭から国に至るそれぞれが、適切に機能することが重要である。子育てに関する国が果たすべき最も重要な役割とは、保育サービスが充実した形で実施できる公定単価の設定とその根拠の明示である。公定単価の設定により、良質で公平な保育サービスを、全ての子どもに提供することが可能となり、社会関係資本としての保育サービスの可能性を最大限に引き出せると考える。
- 保育の公定単価を決定することは、保育の社会的価値を設定するという一面と、最低基準に基づき、保育時間、保育日数、サービス基準等の根拠を明確にするという一面との両面の意味がある。しかし、日本の未来を背負う子どもの養育環境を決定づける保育単価の設定権限について、地方分権の流れから地方自治体に委譲する動きがある。しかし、公定単価を設けない制度設計には、断固反対である。
- 当然ながら、子どもの選挙権は保障されていない。そのため、政策の優先順位を決める際に、保育施策の優先度は過小評価されがちである。今回の保育所制度改革でさえも、子どもの養育環境の改善という面より、社会保障制度の安定化や労働人口の確保といった大人の問題への解決が強調されている面は、誰しも否定できないだろう。つまり、地方自治体に保育費用の公定価格設定権を委譲することは、地方自治体の財政や首長の意識の格差の波に、子どもの育ちを晒すことになる。子どもの育ちの費用を公定価格として設定する事で、声なき声を仕組みに落とし込む事が可能となる。これこそが国の役割であると強調したい。
- また、この保育単価の成否は、『子ども・子育て新システム』自体の成否を左右する程の大きな要素であると言っても過言ではない。しかし、新たな保育制度を取り巻く環境は、少子化の動向や経済状況などを見ても、大きく変化する可能性が高い。そのため、新たな保育制度を運営するにあたっては、制度自体の柔軟で適時な変化への対応や見直しが肝心である。見直しや変化の対応を進めやすいように保育単価の内訳の根拠を示し、その根拠に基づいた保育単価の設定や見直しを行うべきである。

- 保育費用を、固定的な部分と、1人当たりの単価を人数で掛けて算出する流動的な部分とに分ける、2階建ての構造も検討する必要がある。固定的な運営費収入があることで、人口規模によって定員規模が少ない保育所の通園児においても、安定した保育所経営の下で、保育を受ける事が可能となる。
- 現行保育制度では、開所日数が22日から25日になり8時間保育から11時間開所になったが、保育所運営費は増額されていないなど根拠が不明確となっている。これらの問題も、公定単価設定の際には、明確にすべきである。

(4) 利用者負担

- 過度な価格競争による質の低下を防ぐため、また、普遍的な全国一律の保育サービスを提供する主旨からして、公定価格を設定すべきである。
- 保育とは子ども一人一人の複雑な発達に対峙する業であり、いわゆる科学的で定量的な評価は非常に難しい。そのため、利用者の立場から保育の質を把握することは、困難極まりない。また、保護者にとっての経済性や利便性と子どもにとっての保育の質の追求とが必ずしも一致しないケースがある。つまり、子どもと保護者の価値観は必ずしも一致しないのだ。そのため、公定単価を設けることで、保護者の意識格差や保育の質の見え難さによって、子どもが不利益を受けないように、保育の一定の質を保証する仕組みが必要である。
- 保育サービスに対する公費の投入において、給食材料費や認定された保育時間外は自己負担とするなど、社会保障としての線引きが必要となる。
- 保育サービス利用に際しての負担割合は、40～50%程度といわれている。その一方、介護保険制度の負担割合は、定率で10%と定められている。若年層が多い子育て世帯の所得を考慮し、子育て家庭の実情を鑑みた過度な負担とならない水準に設定する必要がある。また、低所得者の利用に際しても、減額措置を講じるなど、安心して利用できるようにする必要がある。
- また、諸外国と比べても、就学前教育費の公費負担割合は高いとはいえない。日本(44.3%)に対して、フランス(95.5%)、イギリス(92.9%)、アメリカ(76.2%)、ドイツ(72.1%)といったように、明らかに諸外国の方が就学前教育費の公費負担割合が高くなっており、日本は、保育サービス利用に際して利用者負担が大きいことがわかる。

(5) 市町村新システム事業計画（仮称）

- 市町村は、「子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画（仮称）を策定する。」とあるが、利用者が十分に利用できる状況になる計画となるような仕組みづくりが必要である。市町村が計画を縮小してしまえば、現行制度と同じように保育の格差が生まれる可能性がある。
- 子ども園（仮称）や多様な保育サービスは、指定については、市町村新システム事業計画（仮称）に基づく計画数の範囲とすべきである。また、長期的な計画に基づき、指定の期限を決めるなど、地域のニーズに対応した需給調整をすべきである。

2、財源のあり方

- 財源は、国、地方、事業主、本人らの負担により安定的かつ継続的に確保されなければならない。そしてそれは次世代育成に関することのみを使用できる特定財源でなければならない。また、新制度において、誰もが希望する「幼児教育と保育サービスが受けられるように」という理念が恒久的に実現されるように、“しっかりとロックされた特定財源”を構築しなければならない。
- 平成 22 年 12 月 14 日に、「社会保障改革の推進について」が閣議決定され、子ども・子育て新システムについて、必要財源を安定的に確保するため、税制改革を検討し、国民の合意のもと、23 年半ばまでに実現することが示されたが、財源確保は新システムの立ち上げの重要課題であるので、引き続き注視が必要である。
- 地域主権戦略大綱の基本的考えでは、これまで国が担ってきた権限や役割を地域に委譲することを目的としているもので、財源やその使途についても同じであると考えられる。しかしながら、保育にかかる財源を地方に完全に権限委譲してしまうと、各自治体により保育に関する意識やそれにかかる金額に差が生まれ、地域によって子どもや職員の処遇の低下を招きかねない。地方に権限を移譲するにしても、基礎自治体において財源確保に差が出ないようすべきである。
- 子ども・子育て新システムの基本制度案要項における市町村に自由度をもたせた包括的交付金の交付は、安易に待機児童解消の対策としての施設整備や市民への現金給付などに利用するばかりでなく、安定した保育サービスが提供できるよう保育所に対して子ど

もに対する処遇が手厚くなるような財源とするべきである。待機児童解消の対策に関する使途、現状の保育サービスの向上のための使途等の区分けが必要である。

- 一般財源化された公立保育所の保育所運営費も、子ども・子育て新システムの「財源の一元化」の理念から、子ども・子育て包括交付金（仮称）と統合すべきである。
- 公立保育所の運営費の一般財源化が既に行われているが、平成 22 年度及び 23 年度予算編成過程において、子ども手当の財源をめぐって民間保育所の運営費の一般財源化が議論されるなど、保育制度に関する財源は安定していない。「保育に欠ける」から「すべての子ども」を対象にすること、また全国一律の給付基準とすることで、財源確保の意味が増すと言える。仮に、民間保育所の運営費についての国庫補助負担金が一般財源化した場合、現在の保育単価は地方によっては切り下げが行われる可能性がある。

3、多様な保育サービスのあり方（“こども園（仮称）”以外のサービス）

(1) 一時預かり

- 平成 21 年 4 月 1 日から第 2 種社会福祉事業に位置付けられたことにより、都道府県知事への届出、定款への実施事業の記載を行う必要がある。また、3 年間の経過措置があるが経理区分の明確化が求められている。
- 佐賀県や横浜市・大阪府が一時預かり事業を実施する保育所に対しての評議員会の設置及び経理区分明確化の適用除外を提案し、それを受け、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針が平成 22 年 6 月 2 日に出され、平成 22 年度中に「保育所を運営する社会福祉法人が一時預かり事業を行う場合については、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用を除外する。」こととされた。また大阪府は、地域子育て支援拠点事業を実施するにあたって、評議員会の設置及び経理区分明確化の適用除外を求めていたが、同事業についても国は適用除外とした。
- しかし、保育所が評議員会を設置しなくてもよいことは例外規定である。一般財団法人では評議員会は必置とされている。このことから、一般財団法人よりも高い公共性・公益性を社会福祉法人が有すると言うのであれば、設置が義務付けられていないとしても評議員会は積極的に設置すべきであり、これを負担と考えるべきではない。設置をしないことは、社会福祉法人の有する公共性・公益性を損なうことに繋がる。

○また、一時預かり事業について経理区分を分けた場合、職員配置に応じた単価が盛り込まれていないので、独立した事業として行えず、保育所運営費の弾力化による繰入がなければ採算が取れない。一時預かり事業が普及していくためには人員配置、単価設定、財源確保の見直しが必要である。より一層の人員配置の弾力化もしくは現行の人員配置分の予算の確保などの改善が急務であり、保育所運営費の弾力化による繰入なしで単体の事業として成り立つようにすべきである。

(2) 地域子育て支援拠点

○地域における人間関係の希薄化、子育て家庭の周囲からの孤立、親になりきれない親の増加、児童虐待の問題等、子どもを取り巻く状況は厳しさを増している。社会構造の大きな変化により、家庭や地域の営みの中で代々親へと受け継がれてきた子育ての智慧の伝承が困難になっており、またそのような環境で育ってきた世代が保護者となり子育てをしているのが現状である。

○このような現状において、乳幼児施設、学校、家庭、地域等において、生命の大切さや家庭・家族の役割、保育体験を含む子育て理解などに関する教育の推進、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境の整備、地域や学校における体験活動、子どもの遊び場の確保等が求められている。

○そのためにも、地域子育て支援拠点事業の設置促進だけでなく、乳児の全戸訪問の実施、ファミリーサポートセンターの普及促進、一時預かりサービスの拡充、商店街の空き店舗や小中学校の余裕教室の活用等により、地域における子育て支援をより充実させる必要がある。また、NPOなどによる地域子育て活動の支援、地域の退職者や高齢者などの人材活用、世代間交流、企業参加型の子育て支援、官民連携の子育て人材育成が大切である。

○子育てに好ましい環境の整備や、子育ての智慧を保護者に伝えていくことは社会全体で取り組まなければならない緊急の課題であり、地域子育て支援は今後極めて重要となってくることである。

○地域の子育て支援の中心的拠点として、子育て家庭が適切なサービスを選択し利用できるように、子育て支援のコーディネート機能をもつ地域子育て支援拠点が、すべての子ども園（仮称）で指定が取れ、保育士や社会福祉主事などによるソーシャルワークが展開できるようになるべきである。また、利用者が必要に応じて、地域社会や他のサービス、行政に繋がっていくことができる包括的な拠点になっていくべきである。

○将来的には、保育の必要性の認定手続きをすることも、地域子育て支援拠点で実施できる体制が作られることを望む。

(3) 放課後児童クラブ

○放課後児童クラブは、放課後対策事業の一環として放課後子どもプランに基づいて実施されている。

○放課後児童健全育成事業の趣旨は、「共働き家庭など留守家庭のおおむね 10 歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第 6 条 2 第 2 項に規定)。放課後児童クラブ未実施小学校区の早急な解消等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。」とある。放課後子どもプランは、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、平成 19 年度から、総合的な放課後対策として実施されているものである。

○現状では、放課後児童クラブは、学校、または、保育所などで、本事業の片手間に放課後児童の面倒をみるという形態が多く、また、指導員の資格の曖昧さと、設置基準の緩さから、各放課後児童クラブの活動内容やクラブの質に格差がある状況となっている。

○放課後児童クラブが子ども・子育て新システムの給付の対象になることで、子ども園（仮称）は、取組みやすくなるのではないかと考える。本来、放課後の児童には、学校とは異なる、より家庭的な環境の提供が必要であると考えられる。事業内容から見て、家庭的な環境での保育に特化してきた保育所は、放課後児童クラブの事業の運営に適していると考えられる。また、十分な施設整備が行え、基本的な活動の住み分けが出来れば、未就学児と小学生が同じ施設に同居する利点は高い。

○そのためには、放課後児童クラブの目的と活動要件を確立し、安全確保と保育保障のために必要な人員配置などの最低基準を整備して、放課後児童クラブを専門性の高い事業として確立していくことが必要であると考えられる。親が仕事で保育ができない全ての児童に、放課後の安全とすこやかな成長を保障するためには、国がこれを福祉として公的に支えていく必要があり、そのために必要とされる事業費を確保しなければならない。

○また、子ども園（仮称）で実施する場合、安全対策として、子どもの移動に必要な経費を加算できる仕組みにすることによって、利用が増えると考えられる。

(4) 病児・病後児保育

- 主に働きながら子育てをしている親にとって、最も困ることは、子どもが病気の時の対応である。特に感染症などの病気は、子どもがある程度元気になっても、感染の疑いがあれば、保育所では預かれない状況にあり、あるいは、感染症でなくても病気の回復期で、もう少し安静にしていた方が子どもにとって望ましい場合もある。しかし、仕事の状況によっては、休暇のやりくりができず、どうしても休めない場合が出てくる時もある。
- こうした時、子どもが安心して静養できる環境をつくり、保護者に代わって適切に保育・看護を行なう病児・病後児保育は、仕事の休めない親のためばかりでなく、子どもにとっても大事なところである。
- また、病児・病後児保育は、日中子どもの保育・看護を行なうためだけでなく、子育て経験が少なく不安を抱える保護者に対して、適切な助言・指導を行う役割も担っており、地域に欠かせない専門的な子育て支援機関としても、設置をしていく必要があると思われる。
- しかしながら、病児・病後児保育は、子どもが病気の場合に必要となるというサービスの特性上、利用者数の変動が大きく、運営が安定し難い特質ももっている。こうした事業の特質を踏まえつつ、利用者数に関係なく、基本的な配置として1人分の人件費を組み込むなど、事業展開が十分にできる給付体制が必要である。
- 感染症対策に関する基準が十分できていないのではないだろうか。同時に違う種類の感染症の利用者が利用することがあるので、十分対応できる施設基準、病児・病後児保育に専従できる職員配置をすべきである。
- 病児・病後児保育の充実だけでなく、子どもの看護休暇を取得しやすい社会を作っていく、ワークライフバランスの実現が重要ではないだろうか

4、まとめ

平成22年6月に政府が「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」を公表した。この要綱の内容を見る限り、社会福祉法人認可保育所を運営する我々にとって大きな変革を求められていることは言うまでもない。保育制度だけに留まらず、就学前教育制度に対して大きな変化、改革を行うものとして認識している。

同時に現在の社会情勢において見受けられるように、少子化・女性の就労・就労の多様化・核家族化といった現象、人口減少社会の到来による国力低下への懸念など、様々な諸問題が包括的に社会全体を覆っている。そのような中でこの要綱が発表され、社会全体で子ども・子育てを支援することとなっている。子育てをめぐる国家的課題を解決するべく、約60年ぶりに行われようとしている公的保育制度改革については、先述の通り制度の理念、あり方等にさまざまな意見、考え方があり、全員が共通の認識のもとに賛同しているものとはなっていない。しかしながら本会としては、これまで永きにわたる制度改革の議論を踏まえ、今回の改革の動きに対しては一定の賛同をもって対応したいと考えている。

しかし、あくまでも「すべての子どもの健全な育成」に関しては、国家的観点から制度設計を行う必要があると考える。地域の実情に応じてという名の下、すべてを地方自治体に委ねることには反対である。平成25年から新システムが施行されることが決定している。それまでに社会福祉法人立認可保育所として、経営基盤の強化はさることながら、新システム法案が成立した後も、新システムの詳細設計に対してすべての地域のすべての子どものための制度になるよう注視していかなければならない。

現在、子育て不安・児童虐待・若年層の貧困等の子どもに関する諸問題に対して率先して行動し、国民に認知されるように制度改革を引率していかなければならない。また、そのこと自体が、私達の使命であると考えている。

全国青年経営者会 保育所経営に関する検討会
検討委員一覧

◎座長 村井 慶二 (大阪 ふじ福祉会)

●副座長 工藤 美智子 (青森 天寿園会)

○検討委員 佐藤 義尚 (新潟 芳香稚草園)

○ " 岩本 一盛 (埼玉 三愛福祉会)

○ " 梅野 高明 (中央推薦 兵庫 勝原福祉会)

○ " (会員) 山下 貴史 (三重 伊賀市社会事業協会)

○ " (会員) 園田 裕紹 (大阪 桃林会)

○ " (会員) 水原 慶明 (大阪 花修会)

○ " (会員) 栗本 太郎 (大阪 白鳩会)

○ " (会員) 三倉 克仁 (兵庫 洲本保育園)

○ " (会員) 吉田 久 (岡山 宝和会)

○ " (会員) 河田 佳子 (岡山 壺中会)

○ " (会員) 磯野 貴章 (香川 愛和福祉会)

○ " (会員) 木元 洋一郎 (大分 中央福祉会)

○ " (会員) 佐次田 剛 (沖縄 大育福祉会)

●担当副会長 廣江 晃 (鳥取 こうほうえん)

〔参考資料〕

平成4～22年の保育制度を取り巻く状況

- 平成4年12月5日、措置費で支弁していた公立保育所の人件費を廃止し、地方自治体の負担とすることに大蔵省と厚生省が合意したと報じられ、自治省、地方自治体、自治労、保育団体から大きな反発が起こった。
- 自治省が、「負担率が確定・恒久化されており、見直すなら保育所全般の在り方を考え、その結果で公費負担を議論するのが筋」と反対を表明した。13大都市民生主管局長会議や、地方自治確立対策協議会は要望書を出し、断固反対との立場を示した。自治労は「公立保育所人件費の地方転嫁に反対する決議」で措置費の地方転嫁反対を述べるとともに、厚生省および自治省と撤回を求めて交渉を行った。
- 平成4年12月11日、地方自治体、労組、保育団体の激しい反対もあり、大蔵省は公立保育所保母人件費の地方負担化を、平成6年度以降に見送ることに決めた。
- 平成5年1月、厚生省は厚生事務次官の諮問機関として「保育問題検討会」を設置した。
- 平成6年1月、「保育問題検討会報告書」が作成され、措置制度堅持と直接入所方式導入の両論併記とされた。
- 平成6年2月、厚生省は全国民生主管部長会議において、平成6年度予算編成での保育制度改革の断念を発表した。
- 平成8年3月、中央児童福祉審議会に「基本問題部会」が設置され、再び保育制度改革の問題が提起された。
- 平成9年6月11日、「児童福祉法」が改正され、市町村の措置による保育所入所の仕組みから、保護者による利用申請方式へ改められた。
- 平成11年12月19日、厚生省から「今後5カ年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）」、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が示された。

- 平成 12 年 3 月、保育所の設置主体制限の撤廃等の規制緩和措置が実施された。
- 平成 12 年 6 月 7 日、社会福祉事業法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法等関係八法律の一括改正等を行う「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が公布された。
- 平成 12 年 5 月 24 日、「児童虐待の防止に関する法律」が公布された。
- 平成 13 年 11 月 26 日、「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、認可外保育施設の設置者に対する届出義務や、提供するサービス内容の開示義務が定められた。
- 平成 14 年 7 月 3 日、「児童扶養手当施行規則及び母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、児童扶養手当を従来の 2 段階の給付手当額から所得に応じて段階的に額を決定することとなった。
- 平成 14 年 9 月 30 日、厚生労働省から「少子化対策プラスワン」が発表され、男性も含めた働き方の見直し、地域における次世代支援、子どもの社会性や自立の促進の少子化対策が提案された。
- 平成 15 年 7 月 16 日、「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、地域における子育て支援事業の位置づけと全ての家庭に対する子育て支援が市町村の責務として明確化された。
- 平成 15 年 7 月 16 日、「次世代育成支援対策推進法」が公布された。
- 平成 15 年 8 月 7 日、「次世代育成支援施策の在り方に関する研究会報告書」が示された。社会連帯の理念に基づき「共助」の視点から、すべての国民が分担していくことを基本とするしくみが考えられるとし、既存の社会保険の徴収機構を活用し、新たな次世代育成支援システム（地域子育て支援・保育・経済的支援）の構築の必要性が提言された。
- 平成 15 年 11 月、九州地方知事会において「育児費用の社会的支援等に関する検討会」が設けられた。育児費用を社会全体で負担する仕組みの検討が行われた結果、「育児保険構想」が平成 16 年 10 月に報告書の中で示された（その後平成 18 年 6 月に佐賀県より「育児保険構試案」が公表された）。

- 平成 16 年 3 月 30 日、「規制改革推進 3 か年計画（改定）」（平成 15 年 3 月 28 日閣議決定）の内容を受け、厚生労働省から『「保育所運営費の経理等について』の一部改正について』が発出された。この改正に先立って、全国経営協は保育所運営費の弾力運用について働きかけを行った。通知では、保育所運営費の剰余金についての弾力運用を拡大することを主眼として、一定の要件を満たした上で、同一法人が運営する社会福祉事業などへの運営費の充当、各積立預金のそれぞれの積立目的以外の使用及び当期末支払資金残高の取り崩しについて、あわせて運営費の 3 か月分に相当する額の範囲内まで可能とするとしている。
- 平成 16 年度より、公立保育所の運営費の補助が廃止され、一般財源化された。
- 平成 16 年 4 月 7 日、「児童虐待防止法」が改正され、虐待を子どもの人権侵害と明記し、職務関係者の責務等の一層の明確化がされた。
- 平成 16 年 6 月 4 日、「少子化社会対策要綱」が閣議決定され、今後 5 年間に行政・企業・地域社会など社会全体が子どもと子育て家庭への支援を集中的に取り組むため、国がすべき基本施策を定めた。
- 平成 16 年 11 月、平成 17・18 年度に実施する三位一体改革の全体像について、政府・与党が合意し、民間保育所運営費の国庫負担金は削減対象から除外され、保育所の施設整備費補助金・負担金については、交付金化が図られることになった。
- 平成 16 年 12 月 3 日、「児童福祉法」が改正され、次世代育成支援対策を推進するため、児童相談に関する体制の充実、児童福祉施設のあり方を見直すこととされた。
- 平成 16 年 12 月 24 日、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」が策定され、「新・エンゼルプラン」に代わり平成 17 年度から 5 年間の政府が取り組む少子化対策について施策内容と目標が提示された。
- 平成 18 年 3 月 7 日、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案」が閣議決定、国会に提出された。
- 平成 18 年 3 月 31 日、総合施設モデル事業評価委員会により「総合施設モデル事業の評価について」最終まとめ案が示された。

- 平成 18 年 5 月 15 日、少子化社会対策推進専門委員会により、多様な子育て支援と働き方に関わる施策が優先の課題とする報告書「これからの少子化対策について」が示された。
- 平成 18 年 5 月 16 日、全国知事会が「次世代育成支援対策に関する提言」を発表、①社会保障給付費における児童・家族関係給付の充実、②企業における働き方の見直しの促進、③子育てについてのポジティブ・キャンペーンや国民運動の展開について、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」などへ反映することを国に提言した。
- 平成 18 年 5 月 18 日、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案」が衆議院本会議で可決、6 月 9 日に参議院本会議で可決され、6 月 15 日に公布された。
- 平成 18 年 6 月 26 日、経済財政諮問会議により、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」を公表、7 月 7 日閣議決定された。進行する少子化について、「国の存立基盤にかかわる」最重要政策課題と位置づけた。
- 平成 18 年 7 月 31 日、規制改革・民間開放推進会議が、「規制改革・民間開放の推進のための重点事項に関する中間答申」をとりまとめ、政府に提出した。保育分野に関しては、「保育施設サービスの拡充に向けた民間企業の参入促進等」として、「保育所の認可基準の見直し」や運営費の使途制限弾力化の徹底と適切な運用に向けた措置を講じる必要性をあげ、その他にも『認定こども園』の活用促進、「認可保育所における利用者との直接契約の導入」、「利用者に対する直接補助方式への転換」等の施策をその実施目標時期とあわせ提示された。
- 平成 18 年 10 月 1 日、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（認定子ども園制度）が施行された。
- 平成 18 年 12 月 6 日、第 1 回「保育所保育指針」改定に関する検討会が開催された。指針の告示化や幼児教育の充実・小学校との連携強化、地域の子育て拠点としての保育所の機能強化等の観点から検討を行い、平成 21 年 4 月に新指針を施行することとなっている。
- 平成 18 年 12 月 25 日、規制改革・民間開放推進会議は、福祉・保育を含め労働や教育など 11 分野の規制改革を盛り込んだ最終答申が示された。最終答申では、7 月の中間とり

まとめの内容がほぼ再現されているが、直接契約方式や直接補助の実施目標時期については、「長期的に検討」とやわらげられた。

- 平成 19 年 1 月 25 日、経済財政諮問会議の中期計画である「日本経済の進路と戦略」が閣議決定された。このなかでは、「新たな商品・サービスを生む消費市場」として、家事・子育て分野を挙げていることや、「健全で安心できる社会」の項では、「子育てフレンドリーな社会と教育の再生」を掲げている。「子育てフレンドリーな社会」とは、「子育てのすばらしさ、家族の価値が社会全体に共有されるなかで、子どもを安心して生み、育てやすい環境が整備され、子育てと仕事が両立できる社会」としている。さらに、「国の基本政策として、出生率の低下傾向の反転に向け地方・企業等と一体となって、少子化対策を強力かつ効果的に推進し、子育て家庭を社会全体で支援する。」と言及している。
- 平成 19 年 1 月 31 日、規制改革・民間開放推進会議の後継組織として、規制改革会議令に基づき、「規制改革会議」が設置され、その第 1 回会議が開催された。
- 平成 19 年 2 月 6 日に開催された第 6 回少子化社会対策会議（内閣府）において、「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略検討会議の開催が決定した。この会議では、「すべての子ども、すべての家族を大切に」を基本的な考え方として、今後の若年人口の大幅な減少を見越し、あらゆる視点からの対策の検討をすることとした。
- 平成 19 年 6 月 19 日、第 18 回経済財政諮問会議にて「経済財政改革の基本方針 2007」がまとめられ、同日閣議決定された。持続的で安心できる社会の実現という観点から、少子化対策の推進として、様々な働き方やライフスタイルに対応した多様で弾力的な保育サービスの拡充や、地域子育てサービスの面での整備を進めるとともに、育児休業から保育への円滑な移行など利用者本位の「包括的な次世代育成支援の制度的な枠組みの構築」をするとされた。
- 平成 19 年 6 月 22 日、「規制改革・民間開放の推進に関する第 3 次答申」（平成 18 年 12 月 25 日規制改革・民間開放推進会議）及び「規制改革推進のための第 1 次答申」（平成 19 年 5 月 30 日規制改革会議）の「具体的施策」を踏まえ定められた「規制改革推進のための 3 か年計画」が閣議決定された。とくに保育に関することとして、「認定こども園」の活用促進、認可保育所における利用者との直接契約の導入等、利用者に対する直接補助方式の導入等が示された。

- 平成 19 年 8 月 3 日、「保育所保育指針」改定に関する検討会が、平成 18 年 12 月 6 日より 13 回にわたって審議した内容を中間報告として公表した。小学校との連携や、地域の子育て支援の拠点としての機能強化などの観点で内容の見直しを行い、雇用均等・児童家庭局長通知から厚労相告示に格上げし、ガイドラインではなく拘束力を持つ基準としての性格を明確化する方針も示された。
- 上述の「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略検討会議については、平成 19 年 12 月 27 日にとりまとめとして『子どもと家族を応援する日本』重点戦略』を公表した。その内容をうけ、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた議論を、社会保障審議会少子化対策特別部会（厚生労働省）を設けて継続的に行った。
- その議論を経て、平成 20 年 5 月 20 日に、今後の具体的な制度体系設計の検討に向けて、「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的な考え方」をとりまとめた。新制度体系が目指すものとして、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」、「結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現」、「働き方の改革と子育て支援の社会的基盤の構築」、「未来への投資」といった 4 つの基本認識を設定している。サービス対象については、「すべての子育て家庭に対する支援」が想定されている。そのためにはサービスの量的、質的な拡大を実現する必要があり、社会全体による費用負担（社会全体で重層的に支えあう仕組みの構築）についての言及もなされている。
- 国から地方への権限委譲等に関する第 1 次勧告が、地方分権改革推進委員会（内閣府）において平成 20 年 5 月 28 日に決定された。保育所における入所要件の見直しや直接契約方式の採用について、「できる限り速やかに実現すべき」としている。認定こども園制度については、制度の一本化に向けた改革について平成 20 年度中に結論を得ることを求めている。保育所については、「保育に欠ける」入所要件の見直し、直接契約方式の採用等についての総合的な検討に着手し、平成 20 年中に結論を得ることを求めている。文部科学省所管の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業」については、両事業の統合も含めたさらなる一本化の方向での改善方策を検討し、平成 21 年度から実施することを求めている。
- 経済財政諮問会議（内閣府）においては、平成 20 年 6 月 27 日に、「基本方針 2008」を示した。「人材活用と生産性向上により全員参加の経済を実現する」とし、ポイントとして、保育サービスの飛躍的な拡大で待機児童をゼロにすることが挙げられている。加えて、「すき間のない社会保障制度、安全・安心の国民生活を構築する」とし、少子化対策の重要課題に対して必要な取り組みを実施することもポイントとしている。その実現の

ために、税制の抜本的な改革についての提起もなされている。

- 平成 20 年 7 月 2 日に、規制改革会議（内閣府）にて「中間とりまとめ」が示された。保育所については、利用者自らが直接保育所に申し込みをして契約を結ぶ直接契約方式を導入すること、公的補助を保育の必要度に応じバウチャー等で子育て世帯に配分する直接補助方式に転換すること、保育所の入所基準に係る見直しとして「保育に欠ける」要件の見直しをすること、が提起された。その他、保育所の最低基準の見直し、幼保一元化に向けての認定子ども園制度の見直し、家庭的保育（保育ママ）の拡充、現行の保育士資格とは別の枠組みの創設、についても提起された。
- 平成 20 年 9 月より、基本的な考え方のとりまとめ（平成 20 年 5 月）後に中断されていた少子化対策特別部会が再開され、基本的な考え方を基にした次世代育成支援のための今後の具体的な制度体系設計の検討が本格化した。並行して、「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会」を開催し、幅広い事業者からの意見を汲む仕組みを設けた。
- 平成 20 年 12 月 24 日に、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」が閣議決定された。国民の安心強化の 3 原則として「中福祉・中負担の社会を目指す」、「安心強化と財源確保の同時進行を行う」、「安心と責任のバランスの取れた安定財源の確保を図る」が掲げられ、あわせて社会保障の機能強化の工程表が示された。その中では、少子化対策に係る新たな制度体系の開始は 2013 年（平成 25 年）としている。
- 少子化対策特別部会での議論を経て、平成 21 年 2 月 24 日に「社会保障審議会少子化対策特別部会 第 1 次報告」が発表された。現行制度の維持、市場原理に基づく直接契約・バウチャー方式等の導入ではなく、保育サービス保障の強化と財源確保をあわせて進める「新たな保育の仕組み」が示されている。
- 今後の幼児教育の振興方策に関する研究会での議論を経て、平成 21 年 5 月 18 日に「幼児教育の無償化について（中間報告）」が発表された。幼児教育の無償化の対象は、①幼稚園、②認定こども園、③認可「保育所」に在籍する 3～5 歳児を対象とすることを基本とし、直接補助と機関補助が示された。
- 平成 21 年 5 月 19 日に再開された少子化対策特別部会において、平成 21 年 8 月 5 日に第 1 専門委員会（制度）、平成 21 年 8 月 6 日に第 2 専門委員会（参入の仕組み）と 2 つの

専門委員会での議論が開始された。

- 平成 21 年 10 月 7 日、地方分権改革推進委員会が、「第 3 次勧告」をまとめた。このうち保育に関することとして、児童福祉施設最低基準の市町村への条例委任や認定こども園の認定基準の弾力化・大綱化等が示された。
- 平成 21 年 11 月 4 日、厚生労働省は、上記の地方分権改革推進委員会「第 3 次勧告」を踏まえ、「地方分権改革推進委員会第 3 次勧告（地方要望分）に対する厚生労働省の対応方針について」を取りまとめた。地域主権改革の実現に向けて、第 3 次勧告を最大限尊重し、地方分権を推進するが、保育・介護・福祉の質等に深刻な悪影響が生じかねないもののみ、例外的に全国一律の最低基準（規制）を維持する。施設等基準については、すべて条例に委任した上で、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」に限り「従うべき基準」としている。この結果、施設等基準の約 9 割が地方自治体の判断で定められることとなる。
- 平成 21 年 11 月 11～27 日に行政刷新会議において「事業仕分け」が行われ、保育所の延長保育事業費は、一般会計ではなく特別会計で実施することが求められた。保育所運営費負担金については、第 7 階層以上の新たな区分を設けて保育料を徴収するなど保育料徴収基準額の見直しが求められた。
- 平成 21 年 12 月 2 日、厚生労働省は「行政刷新会議『事業仕分け』への対応について（経過報告）」を公表した。この資料は「事業仕分け」の評価結果を受け、厚生労働省として対応方針に基づき検討した結果を示しているもので、51 事業のうち 32 事業については評価結果どおりに対応し、その他の事業についてもなるべく評価結果にそった対応を行うとしている。保育関連では、保育所運営費負担金については、保育料徴収基準額の新たな階層（第 8 階層）を設けるとしている。延長保育事業については、特別会計を廃止する前提で予算要求を行っているため、子ども手当への帰趨を踏まえて対応を図っている。
- 平成 21 年度補正予算を検討していた政府は、平成 21 年 12 月 8 日に、総額 7.2 兆円に上る「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を閣議決定した。「雇用」の項目では、「女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充、母子家庭等の在宅就業の支援に取り組む。」としている。具体的な措置として、「地域の余裕スペースの活用等による認可保育所の分園等設置の促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育を拡充する。」ことと、「沖縄県においては、独自の事業基

金を活用した補助制度の見直しにより認可外保育施設の認可化や質の向上の取組を推進する。」ことで、待機児童解消に取り組むとしている。また、制度・規制改革の項目として、「幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成 22 年前半を目途に基本的な方向を定め、平成 23 年通常国会までに所要の法案を提出する。」としている。

○厚労省は、平成 21 年 12 月 9 日に第 30 回少子化対策特別部会を開催し、今までの保育第一専門委員会・保育第二専門委員会における議論の報告が行われた。

○政府は、平成 21 年 12 月 15 日に、国が地方自治体の業務を法令で規制する「義務付け・枠付け」の見直しをまとめた「地方分権改革推進計画」を閣議決定した。保育所に関わる部分は、11 月 4 日に厚生労働省が示した対応方針通りとなった。また、「法律の改正により措置すべき事項については、必要に応じて一括して所要の法律案を平成 22 年通常国会に提出することを基本とする。」となっている。

○平成 21 年 12 月 23 日、国家戦略担当・内閣府特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣の 4 大臣は「平成 22 年度予算における子ども手当等の取扱いについて」に合意した。子ども手当の財源をめぐって地方自治体の負担や民間保育所の一般財源化などが議論されたが、平成 22 年度分については子ども手当の一部として児童手当を支給することで決着した。しかし、「平成 21 年 12 月 8 日の閣議決定に基づいて設置される『検討の場』において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることと併せて、『地域主権』を進める観点から、『地域主権戦略会議』において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成 23 年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な措置を講ずるものとする。」とされ、一般財源化の可能性も残っているとも見ることができる。

○少子化対策特別部会は、平成 21 年 12 月 25 日、これまでの議論の結果として、「少子化対策特別部会におけるこれまでの議論のポイント」（事務局整理）を公表した。

○政府は、平成 21 年 12 月 30 日に「新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～」を閣議決定した。基本方針に掲げられた 6 つの戦略分野のうち、雇用・人材関係では、「子どもの笑顔あふれる国・日本」との方向性を示した。その中で、2020 年までの目標として「速やかに就学前・就学期の待機児童を解消」するとし、主な施策として「幼保一体化

を含む各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進」をすすとしている。具体的には、「幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進、放課後児童クラブの開所時間や対象年齢の拡大などにより、保育の多様化と量的拡大を図り、2020年までに速やかに就学前・就学期の潜在需要も含めた待機児童問題を解消する。」としている。

○政府は平成22年1月29日、全閣僚で構成する少子化社会対策会議を開き、新たな少子化社会対策大綱となる「子ども・子育てビジョン」を閣議決定した。「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」を基本理念として掲げ、「子ども手当等の支援と教育や保育等のサービスとを『車の両輪』としてバランス良く組み合わせ、子ども・若者と子育てを応援する社会」を作っていくとしている。

○上記の少子化社会対策会議において、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、「子ども・子育て新システム検討会議」(以下、「会議」という。)を開催することを決定した。会議の構成員は、共同議長として、内閣府特命担当大臣(行政刷新)・国家戦略担当大臣と内閣府特命担当大臣(少子化対策)とする。構成員は 総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣とし、会議の下に「作業グループ」を設置する。「平成22年6月を目途に基本的な方向を固め、少子化社会対策会議、行政刷新会議及び成長戦略策定会議に報告する。」としている。

○政府は、平成22年3月5日に地方分権改革の柱である「地域主権推進一括法案」など地域主権改革関連2法案を閣議決定した。

○平成22年3月11日に「子ども・子育て新システム検討会議 作業グループ 第1回会合」が開催された。

○平成22年4月27日に「子ども・子育て新システム検討会議(第1回)」が開催され、「子ども・子育て新システムの基本的方向(案)」が示された。今後は、確認された基本的方向をもとに検討及び作業を進め、平成23年通常国会に関連法案を提出し、25年度に施行することを目指すとしている。

○平成22年6月4日に内閣府は、「子ども・子育て新システムの基本的方向に関する意見交換会」を開催した。この意見交換会は、平成22年4月27日に公表された「子ども・

子育て新システムの基本的方向」に対し、各団体から意見を伺うという趣旨で開催されたもの。

○平成 22 年 6 月 18 日、政府は、「新成長戦略」を閣議決定し、発表した。今般の「新成長戦略」は、昨年末（平成 21 年 12 月 30 日）の平成 21 年度補正予算と併せて打ち出された「新成長戦略（基本方針）」に示された各項目に検討を加え、まとめられたものである。

「雇用・人材」の分野において、「国家戦略プロジェクト」の 1 つとして「幼保一体化等」が取り上げられている。具体的には、「幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合した『こども指針（仮称）』の策定、幼稚園・保育所の垣根を取り払い（『保育に欠ける要件』の撤廃等）、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供する『こども園（仮称）』に一体化、実施体制の一元化を行うとともに、指定制度の導入、利用者が自ら選択する事業者と契約する利用者補助方式への転換、『こども園（仮称）』について価格制度を一本化等により多様な事業主体の参入促進による様々な子どもの事情に応じた幅広いサービス提供を行う。」とされている。

○平成 22 年 6 月 22 日、政府は「地域主権戦略大綱」、「財政運営戦略」を閣議決定した。

○平成 22 年 6 月 25 日に「子ども・子育て新システム検討会議」が開催され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が取りまとめられた。また、平成 22 年 6 月 29 日に、少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が閣議決定された。

○平成 22 年 8 月 26 日、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの第 7 回会合が開催され、同作業グループの下に「子ども・子育て新システムに係る協議会（仮称）」、「幼保一体化検討会」、「こども指針（仮称）検討会」を設置することを決めた。

○平成 22 年 9 月 10 日、「新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策：円高・デフレへの緊急対応」を閣議決定した。「緊急的な対応の具体策」のなかに「安心こども基金の延長等」という項目が盛り込まれ、「待機児童ゼロ等を目指す『子ども・子育てビジョン』の達成に必要な取組を促進するとともに、子育て分野の雇用を創出するため、基金による事業実施期限（平成 22 年度末）の延長等を検討する」と記載された。また、「日本を元気にする規制改革 100」として示された項目のなかには「幼保一体化を含む法案を平成 23 年通常国会に提出するための準備を進めるとともに、安心こども基金の補助要件の緩和を行う」ことが記載された。

- 平成 22 年 9 月 24 日、「子ども・子育て新システム」作業グループ「基本制度ワーキングチーム」の第 1 回会合が開催された。
- 平成 22 年 9 月 29 日、「子ども・子育て新システム」作業グループ「こども指針（仮称）ワーキングチーム」の第 1 回会合が開催された。
- 平成 22 年 10 月 14 日、「子ども・子育て新システム」作業グループ「幼保一体化ワーキングチーム」の第 1 回会合が開催された。
- 平成 22 年 11 月 15 日、全国知事会が 47 都道府県知事全員の連携で、「構造改革特区の共同提案」（以下、「共同提案」という）を地域活性化担当大臣に提出した。「共同提案」には、保育所の人員・設備・運営基準の移譲や、私立保育所の満 3 未満児の給食の外部搬入、家庭的保育事業の面積基準や保育士配置基準の移譲等が盛り込まれた。
- 平成 22 年 11 月 29 日、待機児童ゼロ特命チームが会合を開催し、「国と自治体が一体で取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」（以下「先取りプロジェクト」）を取りまとめ、総理に提出した。「先取りプロジェクト」では、待機児童が多く、潜在的な保育需要を先取りしながら待機児童解消に意欲的に取り組む自治体を対象に、子ども・子育て新システムの平成 25 年度施行に先がけて、待機児童解消策に取り組むとして、家庭的保育の拡充や最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成などが示されている。
- 平成 22 年 12 月 2 日に開催された子ども手当 5 大臣会合において、子ども手当の財源構成についての検討が行われた。会合において示された 4 案の内の 2 案（案 3、案 4）において「補助金（保育所運営費）の一般財源化」が提起されている。
 - 案 1： 扶養控除見直しの影響（地方増収分）を勘案した上で、国・地方・事業主間での新しい負担割合を設定する。
 - 案 2： 児童手当法を存続させ、子ども手当の一部として同法に基づく児童手当を支給する仕組みとした上で、平成 22 年度の負担ルール（児童手当分について、国・地方・事業主が従来通り負担）を踏襲しつつ、地方増収分を地方負担に充てる。
 - 案 3： 平成 22 年度の負担ルールを踏襲。地方増収分については、補助金の一般財源化を前提。
 - 案 4： 全額国庫負担。児童手当の地方負担額相当分及び地方増収分について、補助金の一般財源化を前提。

○平成 22 年 12 月 14 日に「平成 23 年度予算編成の基本方針」に先がけて、「社会保障改革の推進について」が閣議決定され、「社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23 年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る」ことが示された。ここでは、優先的に取り組む子ども・子育て対策として、「子ども手当法案と子ども・子育て新システム法案（仮称）の早期提出に向け、検討を急ぐ」とされている。

○平成 22 年 12 月 20 日に開かれた「子ども手当関係閣僚会議」において、国家戦略担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、少子化対策担当大臣は平成 23 年度予算における子ども手当の取り扱いについて合意し、子ども手当の財源をめぐって浮上していた民間保育所運営費の一般財源化については、平成 23 年度予算では回避された。ただし、「平成 24 年度以降における子ども手当の支給については、平成 24 年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所用の法律案を平成 24 年通常国会に提出する」とされた。

○全国知事会による「構造改革特区への共同提案」に関して、平成 23 年 2 月 1 日付けで各省庁からの回答書が示された。全国知事会の「構造改革特区への共同提案」であげられていた①保育所最低基準を「参酌すべき基準」とし、その基準を定める権限、保育所の設置認可、指導監督権限を保育の実施主体である市町村に移譲、②家庭的保育事業における面積基準・保育者の配置基準を「参酌すべき基準」とし、それら基準の設定権限、指導監督権限の市町村への移譲、③私立保育所における給食の外部搬入（満 3 歳未満児対象）については、いずれも「構造改革特区で対応不可」とする回答が示された。